

国立大学法人東京外国語大学職員報 奨金規程

〔平成22年 3月23日〕
規 則 第 60 号

改正 平成27年 3月24日規則第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則第48条第2項の規定に基づき、特定専門員に支給する報奨金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 報奨金は、本学に多大な貢献等をした特定専門員の勤労等に報い励ますとともに、他の職員の勤労意欲の向上及び士気高揚を図り、もって大学を一層発展させることを目的とする。

(受給者の決定)

第3条 報奨金の受給は、学長が決定する。

(支給額)

第4条 報奨金の支給額は、当該職員の貢献等の度合いに応じ、学長が決定する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、報奨金の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。